

功労賞選考規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）表彰規程に基づき運営会議が行う功労賞選考の方法等に関する事項について定める。

(賞の対象及び授賞件数)

第2条 功労賞（以下「本賞」と言う。）は、本会会員であって、本会の事業・運営等の活動に対し顕著な功績があると認められる者に授与する。

2 授賞件数は毎年若干名とする。ただし、該当者無き場合はこの限りではない。

(受賞候補者の選考)

第3条 本賞の受賞候補者の選考は、運営会議において候補者の功績内容を審議し選考する。

(候補者推薦手順)

第4条 本賞の受賞候補者は、役員、各部門、各委員会、各支部、各部会及び各ディビジョン等により、所定の推薦書を用い、会長あてに8月末日までに推薦するものとする。

2 推薦者は役員及び各組織の長とし、運営会議も候補者を推薦できる。

(選考結果の報告及び決定)

第5条 受賞候補者の選考結果について、会長は選定理由書を添えて理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第6条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯を授与する。

(賞の英文名)

第7条 本賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Distinguished Service for (受賞西暦年度)”とする。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、常務理事の発議で会務門長が決定する。

附 則

1 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

(平成23年2月28日 会務部門長決定 制定)

(平成29年1月30日 会務部門長決定 第1回改訂)

(2023年1月30日 会務部門長決定 第2回改訂)